

大田区立学校における働き方推進プランの概要について

学校における働き方改革を着実に推進するため、次の4つの施策を取組の柱とします。
教育委員会と学校がそれぞれ主体者として互いに連携し、また家庭や地域の理解・協力を得ながら総合的に取り組みます。

こども文教委員会 令和2年5月12日
教育委員会事務局 資料2番
所管 指導課

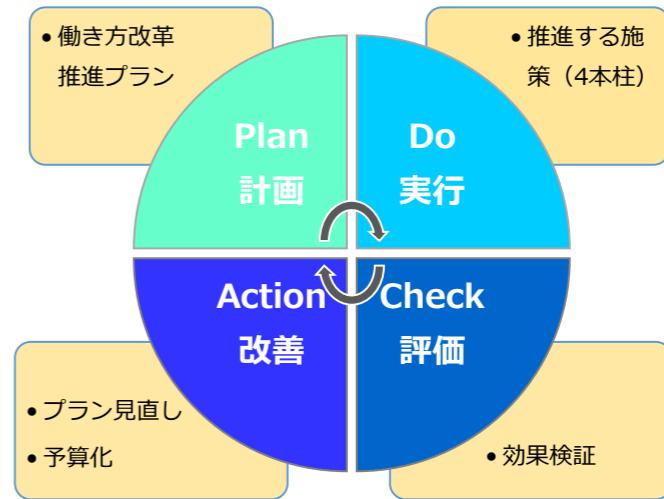
【プラン体系図】



【計画期間】

令和2年度～6年度までの5年間

【プラン策定後の検証について】

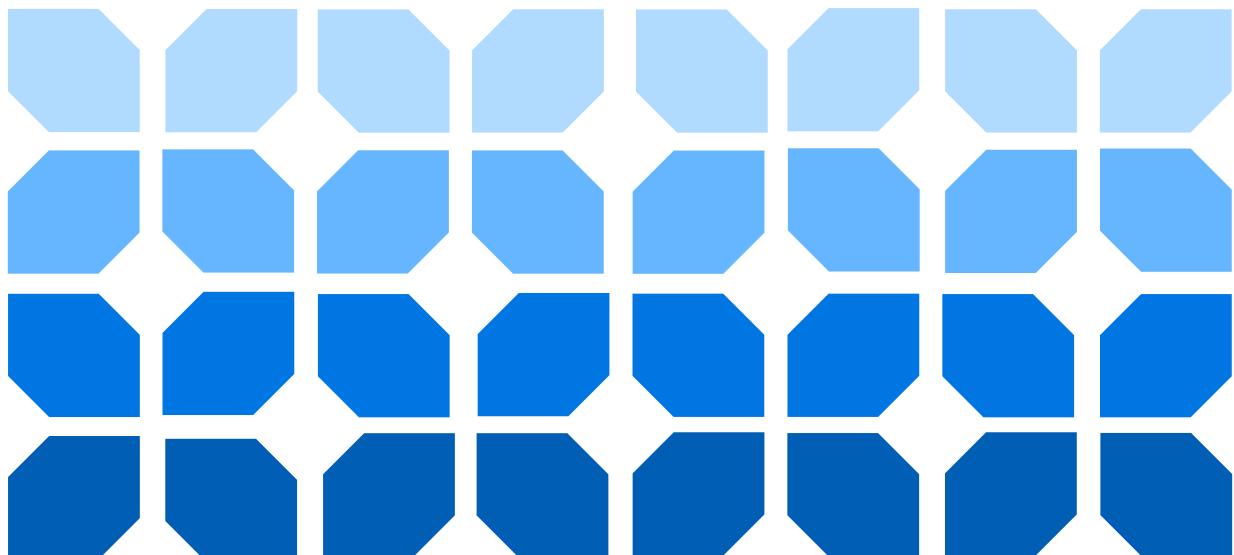


プラン策定後は、教育委員会が主体となりPDCAサイクルによって毎年進捗を確認します。在校時間数の把握と連動して全教員に向けたアンケートを行い、施策の効果を確認するほか、既存の会議を活用してヒアリングを実施するなど、学校の負担とならないよう配慮します。



大田区立学校における働き方改革推進プラン

令和 2 年 3 月
大田区教育委員会



－目 次－

1 策定にあたって

(1) 背景	3
(2) 現状と課題	5

2 働き方改革のめざす姿

(1) 計画期間	6
(2) 目標	7

3 推進する施策（4本柱）

◎施策の体系	9
--------------	---

施策1 在校時間の客観的な把握と働き方改革への意識付け

1-1 校務支援システムの出退勤機能による在校時間の把握	10
1-2 規則等による教員の在校等時間の上限等に関する方針の制定 及び運用	11
1-3 教員一人ひとりへの意識付け	12

施策2 教員業務の明確化と最適化

2-1 教員業務の明確化と最適化に向けた検討	13
2-2 電話機への自動応答機能導入	14
2-3 部活動の適切な実施	15
2-4 ICT 環境の整備	16
2-5 各種調査・会議の見直し	18
2-6 学校徴収金事務に関する調査・研究	19

施策3 学校を支える体制づくり

3-1 教員の業務軽減につながる専門スタッフの配置	20
3-2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援の充実	22
3-3 スクールロイヤー（弁護士）の配置	23
3-4 学校支援地域本部事業の推進	24
3-5 家庭・地域とともに進める取組	25

施策4 教員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり

4-1 研修の整理・改善	26
4-2 定時退勤日の推進、夏季休暇等取得推進日の設定	27
4-3 安全衛生管理体制の充実（メンタルヘルス）	28
4-4 国・東京都への働きかけ	29

4 検証方法

..... 30

5 資料編

..... 31

1 策定にあたって

(1) 背景

日本の義務教育において、学校や教員は諸外国と比べて広範な役割を担ってきました¹。学習指導のみならず、部活動などの教育課程外の活動や生活指導といった面でも主要な役割を担うなど、児童・生徒の状況を総合的に把握して指導する「日本型学校教育」の取組は、高い成果を上げてきました。

一方で、時代や社会の変化とともに子どもを取り巻く環境がますます複雑化・多様化する中で学校に求められる役割は拡大し、教員はその求めに対し真摯に対応してきた結果、学校での長時間勤務が社会問題化しています。

全国的に教員の長時間勤務が常態化する中、文部科学大臣から諮問を受けた中央教育審議会（以下、「中教審」という。）は平成29年12月22日に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」、平成31年1月25日に「同（答申）」をまとめました。東京都も平成30年2月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、学校における働き方改革を推進しています。

大田区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、これまで教員の長時間勤務の改善に向けて様々な取組を行ってきました。

新しい学習指導要領²の全面実施が目前に迫る今、教員は新たな教材研究や授業改善など、さらなる研さんが求められています。長時間勤務によることなく、限りある時間の中で授業準備や児童・生徒に接する時間を確保できるよう、教員の業務範囲を明確にし、働く環境を整備することが必要です。令和元年6月に「おおた教育ビジョン」を策定するにあたり、教員のみならず区民の方々からも、学校における働き方改革についてご意見をいただきました。教育委員会は学校における働き方改革をさらに加速させるために、教育委員会・学校・教員一人ひとりがこれまで行ってきた取組を体系化するとともに、今後の取組の方向性をまとめた「大田区立学校における働き方改革推進プラン」（以下、「プラン」という。）を策定しました。

¹ 「教職員総数に占める教員以外のスタッフの割合は、日本が約18%であるのに対して、米国が約44%、英国が約49%となっているなど、諸学国と比較した我が国の学校の教職員構造は、教員以外のスタッフの配置が少ない状況にあると考えられる」（『チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）』平成27年12月21日 中教審）

² 学習指導要領 文部科学省が定める教育課程（カリキュラム）の基準のこと。新しい学習指導要領は移行期間を経て、小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から全面実施される。

〈学校における働き方改革に関する主な動向〉

○国（文部科学省、文化庁、スポーツ庁、中教審）の動き

平成 29 年 6 月	「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を文部科学大臣が中教審へ諮問
平成 29 年 12 月	「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」を中教審が公表
平成 30 年 3 月	「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」をスポーツ庁が策定
平成 30 年 12 月	「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を文化庁が策定
平成 31 年 1 月	「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」を中教審が公表
	「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を文部科学省が策定
平成 31 年 3 月	文部科学事務次官「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」通知に伴い、文部科学大臣が関係府省・関係団体、保護者・地域、教育委員会・学校の教職員に向けたメッセージを公表
令和 2 年 1 月	「『公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針』の告示等について」を文部科学省が通知

○東京都の動き

平成 30 年 2 月	「学校における働き方改革推進プラン」策定
平成 30 年 4 月	「運動部活動の在り方に関する方針」策定
平成 31 年 3 月	「文化部活動の在り方に関する方針」策定
令和元年 5 月	教員の働き方改革に理解・協力を求める、教員及び保護者・地域向けのメッセージを公表

○大田区の動き

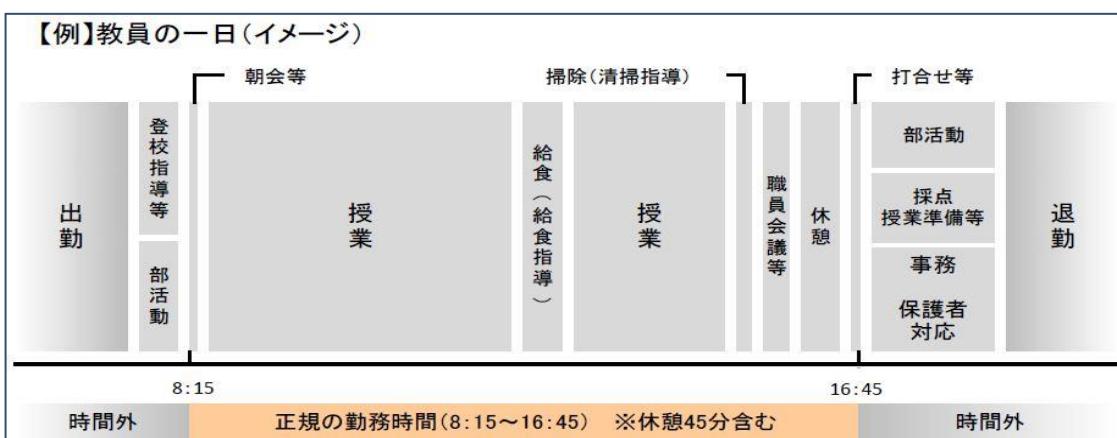
平成 30 年 5 月	運動部活動における適切な休養日等の設定や活動時間を定める 「大田区立中学校に係る運動部活動の方針」策定
令和元年 6 月	文化部活動における適切な休養日等の設定や活動時間を定める 「大田区立中学校に係る文化部活動の方針」策定
令和 2 年 3 月	「大田区立学校における働き方改革推進プラン」策定

(2) 現状と課題

東京都が平成 29 年度に実施した「東京都公立学校教員勤務実態調査」で、教員の在校時間は正規の勤務時間³を大きく上回っており、週当たりの在校時間が 60 時間を超える⁴、いわゆる「過労死ライン」相当にある教員が多数存在することが明らかになりました。

教育委員会においても、令和元年 9 月から校務支援システム⁵に出退勤機能を導入し勤務実態を調べたところ、役職（校長、副校長、主幹教諭・主任教諭等を含む教諭）によるばらつきはあるものの、12 月には 3～6 割近くの教員が週当たりの在校時間 60 時間を超えていた実態が確認されました。

教員は正規の勤務時間外に、授業準備に加えて登下校指導や部活動などの教育課程外の活動、生活指導などを行っているのが現状です。



教員が毎日の長時間勤務に追われ、心身ともに疲弊している状態では、児童・生徒に効果的な教育活動を行うことはできません。長時間勤務の改善が喫緊の課題となっています。

なお、今後もシステムによる出退勤時刻の記録を継続し、教員の働き方改革推進の基本となる客観的な勤務時間の実態を把握していく必要があります。

³ 都内公立学校教員の週当たりの正規の勤務時間は、42 時間 30 分（休憩時間含む）。

⁴ 週当たりの在校時間 60 時間とは、月当たりの時間外労働が概ね 80 時間となる状態を週当たりに換算したもの。

⁵ 文書管理や児童・生徒の出席管理、成績処理など、教員が行う様々な学校事務をシステム化したもの。

2 働き方改革のめざす姿

すべての教員が、子どもたち一人ひとりに寄り添い、
子どもたちの未来を創る力を育み、
意欲を引き出す教育を実践しています

グローバル化や IoT の活用などが進み、社会はこれまでにない激動の時代を迎え、子どもたち一人ひとりがたくましく、創造的に生き抜く力を身に付けなければなりません。そのために、文部科学省は新しい学習指導要領で「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育むことをめざしています。そして、教員はそのための授業改善や、学校教育の質の向上をめざすカリキュラム・マネジメントの確立といった教育活動に、これまで以上に力を注ぐことが求められています。

しかし、教員は日々広範な業務に追われ、長時間勤務が社会問題になるほど深刻な状態にあります。限りある時間の中でゆとりをもって子どもたちに寄り添い、効果的で質の高い教育活動を行う時間を確保するためには、教員がこれまで担ってきた業務や働き方を見直さなくてはなりません。教員が心身の健康を損なうことなく、誇りややりがいをもって働けるよう、勤務環境を整えることが不可欠です。

教育委員会は、学校における働き方改革のめざす姿を掲げ、未来を担う子どもたちのために、保護者や地域の理解と協力を得ながら、持続可能な学校教育の実現に取り組みます。

(1) 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5か年計画とします

本プランは令和2年度から令和6年度までの5か年計画とし、教育を取り巻く社会的・経済的状況の変化を踏まえ、計画を推進していきます。

(2) 目標

1か月の時間外在校等時間 45 時間

1年間の時間外在校等時間 360 時間

を超える教員をゼロにします

※児童・生徒等に係る臨時的な特別な事情がある場合を除く

本来、教員については「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法⁶（以下、「給特法」という。）」により、「超勤4項目⁷」以外の業務は労働基準法上の労働時間には該当しません。しかし、採点や生徒への進路指導など「超勤4項目」以外であっても校務として行うものは学校教育に必要な業務であることに変わりありません。

平成31年1月、文部科学省は「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン⁸（以下、「ガイドライン」という。）」を策定し、「超勤4項目」以外の校務を含めて在校等時間として定め、勤務時間管理の対象とすることとしました。さらに令和元年12月、給特法の改正によりガイドラインが法的根拠のある「指針」に格上げされました。

文部科学大臣の令和2年1月17日付け告示によると、教員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形象的に把握することができる時間を「在校等時間」としています。具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教員が在校している時間を基本とし、当該時間に、校外において職務として行う研修への参加や児童・生徒等の引率等の職務に従事している時間、各地方公共団体が定めるテレワークの時間を加え、正規の勤務

⁶ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 教員については原則として時間外勤務を命じないこととし、時間外勤務を命じる場合は、政令で定める特定の業務（=いわゆる超勤4項目）に従事するときとした。

⁷ 超勤4項目 ①生徒の実習に関する業務、②学校行事に関する業務、③職員会議に関する業務、④非常災害、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合等の業務 をいう。

⁸ ガイドラインに示された上限の目安時間は「①1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。②1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること」とし、児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合について別途定めている。

時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研さんの時間その他業務外の時間、休憩時間を除いた時間としています。

この「在校等時間」を把握するためには教員が日々の勤務状況を自己申告する必要があるため、教員の事務負担が大きいという課題があります。長時間勤務が深刻な状態であり、まだ「在校等時間」を把握する環境が整っていない今、新たな負荷を教員にかけることは望ましくないと考えます。

そこでまず取り組む当面の目標は、教員の自己申告によることなく校務支援システムの出退勤機能で客観的に計測できる「在校時間⁹」を基準とします。具体的には、令和元年12月のデータで「週当たりの在校時間が60時間（月当たりの時間外勤務が概ね80時間となる状態を週当たりに換算したもの）」を超える教員が役職によっては6割近くも存在したことを踏まえ、「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする」ことをめざします。

本プランで示す各施策の取組を進めながら、長時間勤務の是正と並行して「在校等時間」を把握できるしくみを整え、本来の目標達成に向けて継続して学校における働き方改革に取り組みます。

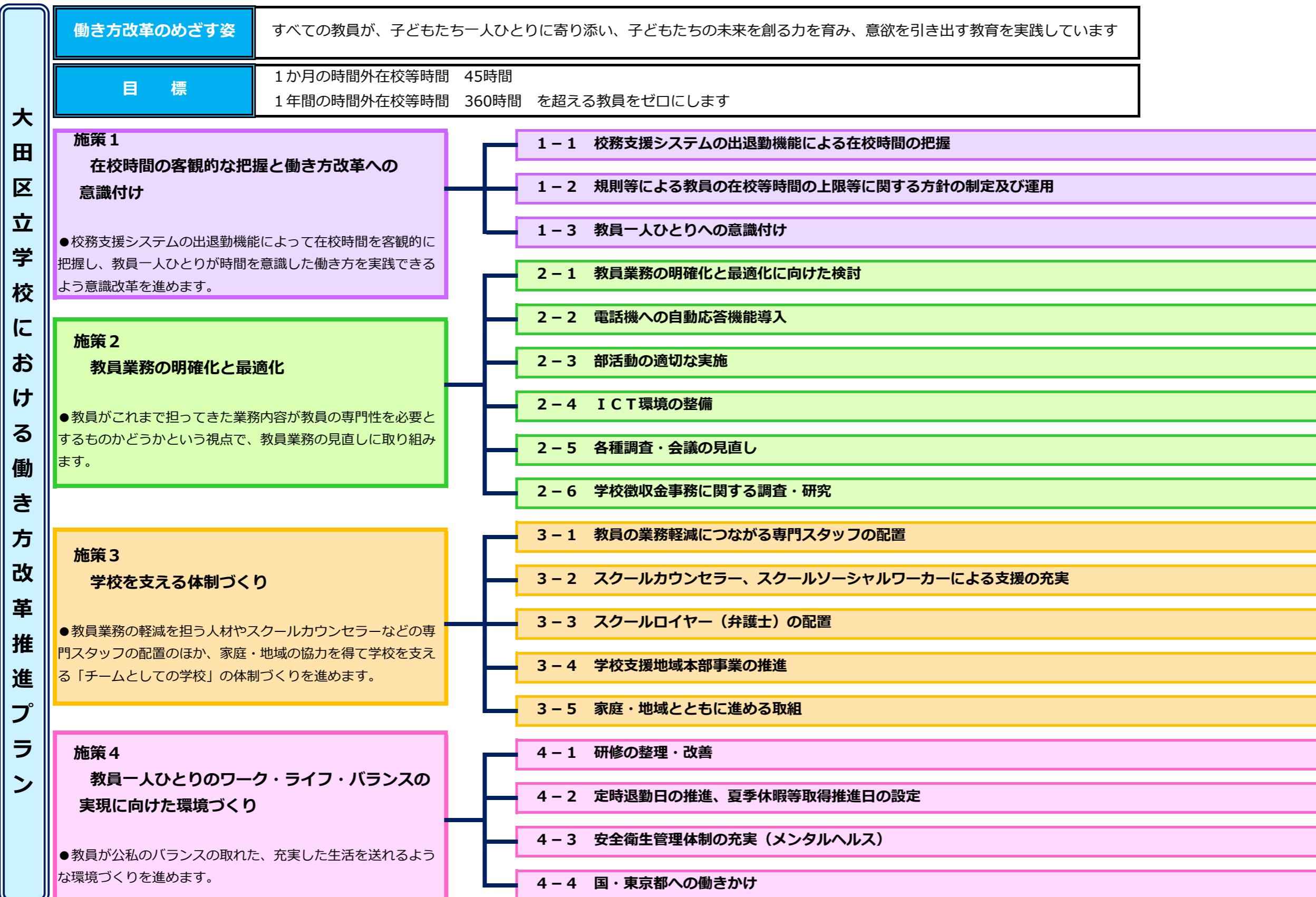


⁹ 在校時間　学校に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出るまでの時間をいう。

3 推進する施策（4本柱）

◎施策の体系

学校における働き方改革を着実に推進するため、次の4つの施策を取組の柱とします。教育委員会と学校がそれぞれ主体者として互いに連携し、また家庭や地域の理解・協力を得ながら総合的に取り組みます。



施策 1

在校時間の客観的な把握と働き方改革への意識付け

施策 1 - 1 校務支援システムの出退勤機能による在校時間の把握

◆これまでの取組◆

教員が学校で行う様々な事務（文書管理、児童・生徒の出席管理、成績処理等）に対する負担軽減を目的として、校務支援システムを平成23年度に導入しました。当初は共有フォルダ機能、連絡掲示板や予定表などのグループウェア機能のみでしたが、平成25年度までに順次、成績機能や文書連絡機能、保健機能を導入しました。これにより学校事務の多くがシステム的に処理できるようになり、大幅な教員の負担軽減につながりました。令和元年9月には教員の勤務状況の実態把握を目的として、校務支援システムに出退勤時刻を記録できる機能を追加しました。

◆今後の取組◆

〈教育委員会（指導課）〉

学校の状況について総合的に把握し、様々な視点（時期・地域特性など）から分析を行います。その結果は、今後の学校における働き方改革の施策の推進に活用します。また、分析結果等は定期的に学校に発信し、教員の働き方に対する意識改革や、学校における改善策の推進を促します。

〈学校〉

学校管理職は自校の教員の正確な出退勤状況を把握することで必要な改善方法を検討（実施）し、また教員は毎日打刻することで、自身の勤務時間に対する意識付けを行います。長時間勤務が常態化している教員については健康管理の観点から、産業医等による面接指導を実施します。

◆スケジュール◆

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度

実態把握（集計・分析）、学校へのフィードバック（教育委員会）

実態把握、学校での改善方法の検討・実施（学校）

施策 1-2 規則等による教員の在校等時間の上限等に関する方針の制定及び運用

◆これまでの国の動き◆

国は平成 30 年 7 月、いわゆる「働き方改革推進法」を公布し、長時間勤務の是正や多様で柔軟な働き方の実現などをめざした取組を進めています。文部科学省も国の動向を踏まえ、平成 31 年 1 月 25 日に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を制定し、1 か月の在校時間から正規の勤務時間を除いた時間が 45 時間を超えないようにすることを示すとともに、各教育委員会に対しても本ガイドラインを踏まえた①業務の削減、及び②勤務環境の整備、を求めました。

令和元年 12 月 4 日には教員の勤務時間を年単位で管理する「変形労働時間制」の導入を柱とした「改正給特法」が成立、繁忙期の勤務時間の上限を引き上げる代わりに、夏休み期間中などに休日をまとめて取得できるようになり、自治体の判断により令和 3 年 4 月から導入が可能になります。また、いわゆる残業時間の上限を月 45 時間、年 360 時間とする文部科学省のガイドラインを、文部科学大臣が定める、法的根拠のある「指針」に格上げすることもあわせて決まり、この指針は令和 2 年 4 月 1 日から適用されることになりました。

◆今後の取組◆

〈教育委員会（指導課）〉

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が令和 2 年 4 月 1 日から適用されることを踏まえ、在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等により定め、またその後の状況を分析・検証し、必要な環境整備について研究します。

その間、本プランを実施することで段階的に勤務時間の縮減を図りながら、実態把握に不可欠な「時間外在校等時間」について教員に負担の少ない集計方法などの調査・研究を行い、着実に目標へ進めます。

◆スケジュール◆

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
規則等による教員の在校等時間の上限等に関する方針の制定・運用 方針制定後の状況分析・検証・研究				
「時間外在校等時間」集計方法の調査・研究				

施策 1-3 教員一人ひとりへの意識付け

◆これまでの取組◆

学校における働き方改革の当事者である教員一人ひとりが、正規の勤務時間や、自身のワーク・ライフ・バランスなどに関する意識を高めていくため、各学校では以下のような取組を行っています。

- ・職員室等に、学校独自の目標やスローガンを掲示
- ・職員会議等を通じた啓発
- ・職員会議を実施しない曜日を設定し、学校管理職が教員へ定時退勤を声かけ
- ・教育委員会が年3回学校管理職をヒアリングする機会を活用し、自己申告書に、学校で実施するワーク・ライフ・バランスに関する取組を記述
- ・学校管理職が自校の教員と面談をする際、ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方を呼びかけ
- ・各教員が「MY 定時退勤日」を設定
- ・校内で決めた時刻に退勤を促すBGMを放送 等



◆今後の取組◆

〈教育委員会（指導課）〉

既存の研修や講演会などを活用して、教員のワーク・ライフ・バランスに対する意識を高めます。

〈学校〉

これまでの取組を継続するほか、令和元年9月に導入した校務支援システムの出退勤機能を活用し、各学校で自校の勤務実態をデータで確認しながら、時間を意識した働き方に取り組みます。効果的な取組方法については校長会などを通じ学校間で情報を共有するなどして、区立小中学校全体で意識付けを推進します。

◆スケジュール◆

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教員一人ひとりへの意識付け				

施策 2

教員業務の明確化と最適化

施策 2-1 教員業務の明確化と最適化に向けた検討

◆これまでの取組◆

教育委員会は、中教審が平成 31 年 1 月 25 日付け答申において「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方」をまとめる以前から、PTA や学校支援地域本部の協力を得る、あるいは区費で部活動指導員や副校長アシスタントなどの専門スタッフを配置し、教員業務の見直しを行ってきました。

◆今後の取組◆

〈教育委員会（教育総務課・学務課・指導課・教育センター）〉

中教審が示す業務の見直し項目について、「学校における働き方改革庁内検討委員会」などの既存の会議を活用して引き続き検討を進めるほか、主に副校長が担当する学校開放事業に関する事務など中教審の見直し項目に含まれていない業務や、学校現場からの新たな業務改善案についても検討します。

〈学校〉

他区から異動してきた教員から効果的な取組についてヒアリングを行うほか、学校間で積極的に情報交換するなど、教員業務の改善策を、校長会等を通じて教育委員会へ提案します。

◆スケジュール◆

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
教員業務の見直し				

施策 2-2 電話機への自動応答機能導入

◆これまでの取組◆

学校への電話は、勤務時間に関係なく主に教員が対応しており、教員の長時間勤務の一因となっていました。

特に放課後は、教員が翌日の授業準備や教材研究、会議、学校行事の準備など多くの業務を行っていますが、電話がかかってきた場合はこれらの作業を中断して対応していました。

一定時刻以降は電話機の自動応答機能で対応することで教員の在校時間の短縮を図り、児童・生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる環境が整えられるよう、令和元年10月に区立全小中学校の電話機へ自動応答機能を導入しました。



◆今後の取組◆

〈教育委員会（指導課）〉

実際の導入効果や改善項目について学校から意見集約し、隨時、運用方法等の見直しを図ります。

将来的には、教員の正規の勤務時間¹⁰以外における自動応答機能による対応や、他の連絡ツールの導入などを研究します。

◆スケジュール◆

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
電話自動応答機能の維持・効果検証・運用の見直し				

¹⁰ 正規の勤務時間 大田区立小中学校の教員の一般的な正規の勤務時間は8：15～16：45。

施策 2-3 部活動の適切な実施

◆これまでの取組◆

中学校において部活動は大きな教育的意義を持つ一方で、長時間勤務の要因の一つとして教員の負担となっていました。

教育委員会は、持続可能な部活動の在り方を構築するため、平成 30 年 5 月に「大田区立中学校に係る運動部活動の方針」を、令和元年 6 月に「大田区立中学校に係る文化部活動の方針」を策定し、休養日や活動時間の基準を設定しました。

※「大田区立中学校に係る運動部活動の方針」より一部抜粋

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり 2 日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも 1 日、週休日は少なくとも 1 日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】

- 1 1 日の活動時間は、長くとも学期中の平日では 2 時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

◆今後の取組◆

〈教育委員会（指導課）〉

各中学校が教育委員会の策定した方針に沿って部活動をできるよう支援します。また、施策 3-1 「教員の業務軽減につながる専門スタッフの配置」と合わせて、各中学校の生徒や教員の数、校務分担の実態などを踏まえ、部活動指導員の適切な配置を引き続き検討します。

〈中学校〉

教育委員会が策定した方針に沿って、引き続き各校長が活動方針、年間及び月間の活動計画等を毎年作成し、公表します。



◆スケジュール◆

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
部活動の支援、支援策の検討（教育委員会）				
適切な部活動の実施（中学校）				

施策 2-4 ICT 環境の整備

◆これまでの取組◆

教育委員会では学校における ICT 環境の整備として、以下のとおり取り組んできました。



《教務系¹¹》

平成 27 年度 ICT 活用推進モデル校（北糸谷小学校、蒲田中学校）に
ICT 機器（教員用タブレット、児童・生徒用タブレット、
電子黒板、書画カメラ等）を配備

平成 29 年度 区立全小中学校に ICT 機器（教員用タブレット、児童・
生徒用タブレット、電子黒板、書画カメラ等）を配備

平成 31 年度 区立全小学校（館山さざなみ学校を除く）にタブレット端
末を追加配備

区立全小中学校の特別教室に大型提示装置（電子黒板機能
を持つ機器）を追加配備

【参考】児童・生徒用タブレットの配備割合

平成 29 年度 6.2 人に 1 台 平成 31 年度 5.5 人に 1 台

《校務系¹²》

平成 23 年度 区立全小中学校で校務支援システム（共有フォルダ機能、
グループウェア機能）を稼働

平成 24 年度 モデル校（小学校 9 校、中学校 28 校）で校務支援システム
(成績機能) を稼働

平成 25 年度 区立全小中学校で校務支援システム（成績機能）を稼働
文書連絡機能・保健機能を稼働

平成 31 年度 出退勤機能を稼働

《教務系》

平成 29 年度からデジタル教科書等のデジタル教材を活用することで、
児童・生徒に対し「分かる授業」「興味・関心を引き出す授業」を実践し、
確かな学力の定着と情報活用能力の向上を図りました。また教員に対して
は、教材作成や授業準備が効率化されるなど、業務の負担軽減が図られま
した。

《校務系》

文書管理や児童・生徒の出席管理、成績処理など、教員が行う様々な学
校事務がシステム化され、また教員間の情報共有や交換、スケジュール管
理といったグループウェア機能が導入されることにより、業務の負担が大
幅に軽減されました。

◆今後の取組◆

〈教育委員会（学務課・指導課）〉

《教務系》

月3回ICT支援員が各校を訪問し、校内研修の実施やICT機器の効果的な活用について事例紹介を行うなど、さらなる支援を引き続き行います。また、教科用資料の学校間共有を図り、教員の資料作成にかかる負担を軽減するため、小・中学校の学年・教科ごとのファイル共有環境の構築を検討します。

《校務系》

研修や原則月2回の定期訪問サポートを継続実施することで、教員の校務支援システム各種機能に対する理解を深め、効果的・効率的な校務を推進します。また、教員の意見をシステム改修や機能追加等に反映させ、校務支援システムのさらなる利便性の向上と活用促進を図ります。

◆スケジュール◆

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【教務系】研修やサポートの継続実施				
【校務系】研修やサポートの継続実施、 システム改修や機能追加等の検討				

トピック

国は「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）において、学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、令和5年度までに、全学年の児童・生徒一人ひとりがそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現をめざす、としました。また、令和元年12月19日には文部科学大臣を本部長とする「GIGAスクール実現推進本部」が設置されました。今後、文部科学省からの情報提供を踏まえ、整備計画の検討を進める予定です。

² 教務系 デジタル教科書等、主に授業に使用するデジタル教材に関すること。

³ 校務系 文書管理や成績処理、児童・生徒の出席管理など、主に学校の事務処理に関すること。

施策 2-5 各種調査・会議の見直し

◆これまでの取組◆

《調査》

学校現場では、教育委員会のほか国や東京都、区など様々な機関から各種調査への回答を求められ、大きな負担となっていることが、過去に教育委員会が行ったアンケート等から明らかとなっています。

教育委員会は学校の負担を軽減するため、類似・重複した調査を行わないよう、教育委員会内部の調整を行ってきました。



《会議》

教育委員会・学校とともに、会議の統合や必要最小限の人数・回数・時間での開催とし、軽微な連絡には校務支援システム等のICT環境を活用するなど、会議の縮減・効率化を図ってきました。一方で、関係者が一堂に会して意見交換した方が効果的な会議については継続するなど、内容に応じた最適な方法で実施するよう努めてきました。

◆今後の取組◆

《調査》

〈教育委員会（教育総務課・学務課・指導課・教育センター）〉

引き続き、教育委員会内部での精査・調整を進めるとともに、機会をとらえて国や都に対しても調査依頼を必要最小限とするよう要望します。

《会議》

〈教育委員会（教育総務課・学務課・指導課・教育センター）〉〈学校〉

引き続き、会議の内容に即した精選・効率化を進めます。

また、教育委員会主催で教員に参加を求める会議は、これまでの回数・参加者の精選に加えて、できる限り学校の繁忙期に配慮した設定に努めます。

◆スケジュール◆

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会議・学校へ依頼する調査を精選				
国や都へ調査依頼の削減を要望				

施策 2-6 学校徴収金事務に関する調査・研究

◆これまでの取組◆

区立全小中学校（館山さざなみ学校を除く）に学校事務職員の業務を補助する職員（事務補助員）を配置したほか、平成30年度からは副校長アシスタントを配置するなど、学校徴収金も含めた業務の負担軽減に向けた取組を積極的に実施しています。

学校徴収金の中でも金額が大きい給食費については、学校の組織的な対応により平成30年度の徴収率が99.88%と、ほぼ100%になっています。



◆今後の取組◆

〈教育委員会（教育総務課・学務課・指導課）〉

引き続き、事務補助員、副校長アシスタントの配置を行い、人的な側面から業務の負担軽減を進めます。

学校徴収金は、給食費や教材費、校外学習関連費のほか、PTA会費や部活動に関する費用など多岐にわたっています。国の動向を踏まえつつ、他の自治体で採用されている取組（公会計制度など）を参考にしながら、より効率的かつ円滑な徴収・管理が行えるよう調査・研究を行い、区への導入可能性を検討します。

◆スケジュール◆

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
副校長アシスタント、事務補助員による事務負担軽減策の実施				
他自治体の実態調査・研究、大田区への導入可能性の検討				

施策3

学校を支える体制づくり

施策3-1 教員の業務軽減につながる専門スタッフの配置

◆これまでの取組◆

教育委員会では、教員のサポート・負担軽減につながる専門スタッフの配置を積極的に行ってきました（次ページを参照）。

平成30年度は東京都の補助金交付対象事業「学校マネジメント強化モデル事業」を一部活用して、副校長の業務を支援する副校長アシスタントを他区に先駆けて区立全小中学校（館山さざなみ学校を除く）に合計87名配置したほか、教員に代わって部活動を担う部活動指導員をモデル校となる中学校10校に10名、31年度は19名を配置し、教員の更なる負担軽減に取り組みました。

◆今後の取組◆

〈教育委員会（教育総務課・学務課・指導課・教育センター）〉

令和2年度から新たに「教員支援員（スクール・サポート・スタッフ）」を区立全小中学校（館山さざなみ学校を除く）に合計87名配置するほか、部活動指導員を合計28名に増員するなど、施策2-1「教員業務の明確化と最適化に向けた検討」と合わせて、状況に応じて専門スタッフの適切な配置を引き続き進めます。同時に、これまで配置してきた各専門スタッフがより効果的に機能できるよう、各職種が担う業務を整理・明確化します。

〈学校〉

配置された各専門スタッフが教員のサポート役として活躍できるようマネジメントするとともに、効果的な事例を学校間で情報共有します。

◆スケジュール◆

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教員支援員 の全校配置	導入効果検証			
配置している専門スタッフの検証・見直し				

【区費】大田区の学校を支える専門スタッフ

令和2年4月1日現在

		職務内容
施策 3-1	副校長アシスタント	副校長の業務を支援
	学校事務補助員	都費事務職員の補助
	読書学習司書	司書教諭の補助、支援等
	教員支援員	教材・資料の印刷等で教員を支援
	学校栄養士	都費栄養士未配置校の栄養業務
	特別支援学級介添員	特別支援学級における介助
	学校特別支援員	特別な配慮を要する児童の指導にあたる教員の支援
	学校特別補助員	特別な配慮を要する生徒の指導にあたる教員の補助
	理科指導専門員	理科教員への授業力向上の指導、こども科学教室等運営
	理科支援員	理科授業で観察・実験の補助
	生活指導支援員	問題行動の未然防止、早期解決を支援
	生活指導補助員	特別な配慮を要する児童・生徒の指導にあたる教員の早期支援
	部活動指導員	部活動指導・運営・管理(教員の代替)
	部活動校外指導員	部活動を担当する教員の補助
	学校講師	小人数指導授業、正規教員の負担軽減等に伴う授業
	学習補助員	補習時間における学習指導
	教育相談専門員	管理職への助言、初任者研修対応等
	問題行動対応サポート専門員	関係機関と連携し、問題の早期解決サポート
	特別支援教育相談員	特別支援分野のアドバイザー
	適応指導教室指導員	不登校の児童・生徒に対する校外での指導及び支援
	交通安全指導員	交通安全教育
	養護教諭補助	養護教諭の補助
	健康診断における保健事務補助	健康診断に関する事務の補助
	児童誘導員 ◎	朝・夕の登下校時、指定された場所における誘導
	登校支援アドバイザー	区全体の不登校児童への対応協議
	登校支援員	不登校児童のフォロー
	体育指導補助員	低学年の体育授業の補助
	発達障害支援アドバイザー	発達障害の児童を抱える教員への助言
	水泳指導補助員	水泳(体育・夏休み)指導教員の補助
施策 3-2	臨時付添員(通常学級)	遠足等の校外学習時の教員の補助
	移動教室補助員	宿泊を伴う校外授業の際、引率補助
施策 3-3	修学旅行付添看護師 ◎	修学旅行に派遣看護師(各1名)を同行させ、養護教諭の負担軽減
	修学旅行付添者	校外活動における教員の補助
施策 3-2	スクールカウンセラー(区単独配置)	学校内でいじめ・不登校等の相談対応
	スクールソーシャルワーカー	家庭環境等に配慮の必要な児童・生徒及び家庭の支援
施策 3-3	スクールロイヤー(弁護士)	法的見地に基づく問題整理・助言
施策 2-4	ICT支援員 ◎	教科用システム等運用、ICT活用の支援のため、月3回学校を訪問
	定期訪問サポート ◎	常設の問い合わせ窓口(ヘルプデスク)設置 校務支援システムの各種機能の活用をサポートするため、原則月2回学校を訪問 常設の問い合わせ窓口(ナビゲートセンター)設置
施策 3-4	学校支援コーディネーター	学校から要望をうけ、ボランティアとの連絡調整(学校支援地域本部事業)

(注釈) ◎は委託による配置

施策 3-2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援の充実

◆これまでの取組◆

区立小中学校には、いじめや不登校等の未然防止や解決のため、東京都が派遣したスクールカウンセラー（SC）¹³が各学校（館山さざなみ学校を除く）に1人派遣されています。教育委員会は平成14年から区費SCの派遣を開始しましたが、子どもを取り巻く環境は年々多様化・複雑化しています。いじめや不登校等の早期発見、早期対応のため、区費SCを段階的に増員し、平成31年度は区立中学校の21校に各2人、7校に1人、区立小学校の22校と館山さざなみ学校に各1人の区費SCを配置して、児童・生徒、保護者や教員の相談などに応じています。

また、経済的困窮、養育上困難な課題を有する家庭の児童・生徒など、特に学校や関係機関の連携が必要な事例について支援を行うため、教育委員会は平成26年度から福祉の専門家としてスクールソーシャルワーカー（SSW）¹⁴を教育センターに配置しており、平成31年度は6名が学校からの要請により学校訪問や家庭訪問、ケース会議などを実施しています。



◆今後の取組◆

〈教育委員会（教育センター）〉

令和2年度にSC、SSWを区費で増員し、課題の早期発見、改善、解決を図ります。今後、SC、SSWの対応実績などを検証しながら、児童・生徒に対して適切な支援ができるよう、引き続き支援体制を充実します。

◆スケジュール◆

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
SC、SSW 増員				
	SC、SSWの人員体制の整備			

¹³ スクールカウンセラー（SC）　いじめ、不登校などの学校不適応の未然防止や解決を図るために学校に配置され、児童・生徒の悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う専門家。

¹⁴ スクールソーシャルワーカー（SSW）　社会福祉などの専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

施策 3-3 スクールロイヤー（弁護士）の配置

◆これまでの取組◆

教育委員会は学校の問題解決を支援するため、平成 27 年度から顧問弁護士委託、法的な相談・助言を受ける業務委託を結んできましたが、学校からの相談件数は増加傾向にあります。

特に、いじめ・虐待・自殺などといった重大事態や不登校、保護者との適切な対応など、学校が直面する問題は、法的な視点からも十分に検討した上で対処すべき事案が顕著となっています。

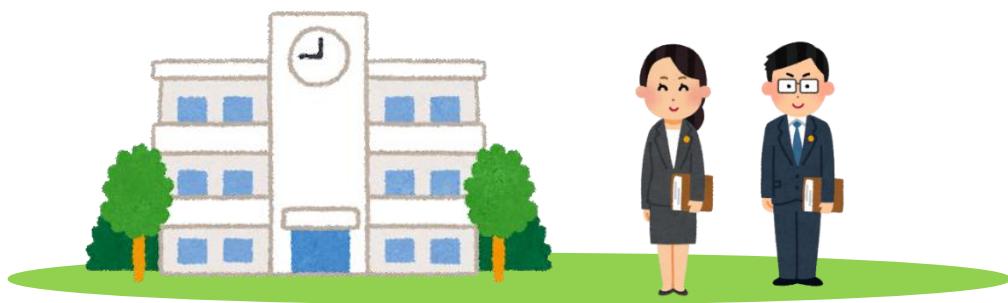
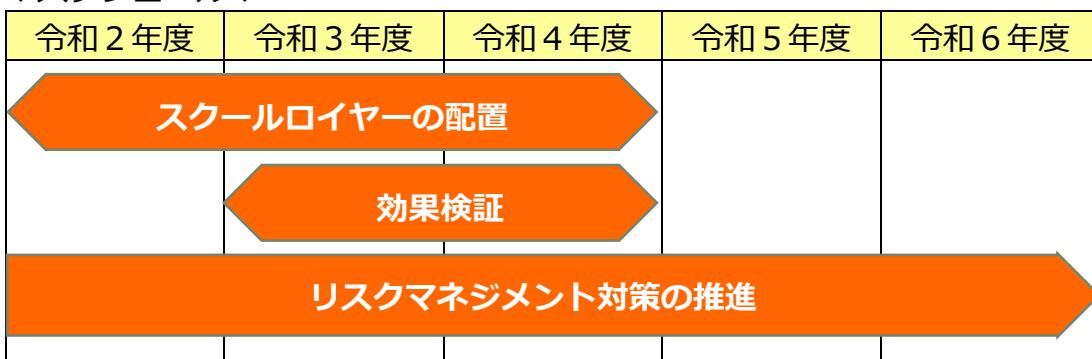
◆今後の取組◆

〈教育委員会（指導課）〉

重大事態の回避やリスク抑制、訴訟に発展する可能性のある事案の早期解決、学校に寄せられる要求・要望への適切な対応をめざし、令和 2 年度からスクールロイヤー（弁護士）を教育委員会に配置します。

学校に対する法的見地に基づいた問題整理・助言を行う支援体制を強化するとともに、教員へ法的な専門研修を実施するなど、リスクマネジメント対策を充実させることで、教員の心理的負担軽減、学校運営を包括的に支える仕組みを整えます。

◆スケジュール◆



施策 3-4 学校支援地域本部事業の推進

◆これまでの取組◆

学校支援地域本部事業は、学校の教育活動を一層充実させるために、家庭や地域が学校の運営を応援する仕組みです。

区立全小中学校（館山さざなみ学校を除く）に学校支援地域本部が組織され、地域ボランティアが読み聞かせや学校行事への支援のほか、校内美化活動や地域の伝統文化の継承等、多方面で活動しています。



◆今後の取組◆

〈教育委員会（教育総務課）〉

これまでの学校支援地域本部の取組を基盤に、文部科学省の提唱する「チームとしての学校」の実現に向け、さらに、コーディネート機能を強化し、より多くの地域住民等の参画による多様な学校支援活動につながるよう支援を行います。

学校と学校支援地域本部の連携を深め、各学校の教育ニーズを捉えたより効果的な支援活動を実施するため、教育活動の理念・方針等の相互共有を行う仕組みづくりについて検討します。

◆スケジュール◆

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
コーディネート機能の強化、家庭・地域との連携促進				

施策 3-5 家庭・地域とともに進める取組

◆これまでの取組◆

「おおた教育ビジョン」で重点的に進める教育プランの一つに「学校・家庭・地域が一体となってともに進める教育」を掲げています。これまで学校運営はPTAや自治会・町会をはじめとした、家庭・地域との連携に支えられてきました。学校運営をより円滑に進めるためには、家庭・地域に向けて、学校の取組や教育活動に関する情報発信が極めて重要です。

教育委員会では、学校の電話機への自動応答機能の導入や夏季休暇等取得推進日の設定等について、広報紙「おおたの教育（年4回発行）」や保護者あての文書を通じて、また学校では定期的に発行する「学校だより」や学校ホームページなどの広報ツールを活用して、家庭・地域に対して情報提供に努めてきました。

◆今後の取組◆

〈教育委員会（教育総務課・学務課・指導課・教育センター）〉〈学校〉

学校における働き方改革を進めるには、引き続き、家庭・地域の理解と連携、協力が必要です。今後、本プランの推進に際し、登下校の見守りや学校環境の整備など家庭・地域とともに取り組む事業の推進や新たに取り組む事業については、これまでと同様に、広報紙「おおたの教育」や区及び学校のホームページなどを通じて、丁寧に周知・説明します。



◆スケジュール◆

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭・地域との連携				

施策 4

教員一人ひとりのワーク・ライフ・バランス
の実現に向けた環境づくり

施策 4-1 研修の整理・改善

◆これまでの取組◆

教育委員会が計画する研修について、実施方法や時間数を工夫し、講義や演習の質を落とすことなく研修の整理・改善に努めてきました。

平成 31 年度には校長会、副校長会、各学校の校内研修の場を活用して、ワーク・ライフ・バランス（例：「学校における業務改善」「勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定」）に関する研修を行いました。

◆今後の取組◆

〈教育委員会（指導課）〉

研修を行う時は教員に負担の少ない時期や場所に設定するなど、より受講しやすい環境づくりを進めます。また、今後新たに必要になる研修は既存の研修を活用し、負担増とならないように工夫します。

◆スケジュール◆

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
研修の整理・改善				



施策 4-2 定時退勤日の推進、夏季休暇等取得推進日の設定

◆これまでの取組◆

◇定時退勤日

各学校で放課後に職員会議をしない曜日を設定したり、児童・生徒のいない長期休業期間中は学校管理職が積極的に退勤を促す声かけをするなど、教員が定時で退勤しやすい職場づくりを推進しました。

◇夏季休暇等取得推進日

令和元年8月から区立全小中学校一斉に、連続した「夏季休暇等取得推進日」を設けました。期間中は日直・研修・夏季特別指導（夏のわくわくスクール）・夏季水泳指導・部活動・学校行事などを設定しないことで、教員が振替休暇や年次有給休暇等を取得しやすい環境を作るとともに、教員不在時における学校の連絡体制を再確認しました。

◆今後の取組◆

〈教育委員会（教育総務課・学務課・指導課・教育センター）〉

継続して夏季休暇等取得推進日を設けるとともに、各学校に定時退勤を促します。また取組を、区ホームページや広報紙「おおたの教育」などを通じて広く区民に周知します。

〈学校〉

教員同士で互いに声かけをするなど、定時退勤を積極的に推進するとともに、学校ホームページや「学校だより」などを通じて、家庭・地域へ周知します。



◆スケジュール◆

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定時退勤日の推進、夏季休暇等取得推進日の設定				

施策 4 - 3 安全衛生管理体制の充実（メンタルヘルス）

◆これまでの取組◆

教育委員会では学校における安全衛生管理体制の充実の一環として、平成 29 年度から全教員を対象としてストレスチェックを実施（希望者には面接指導も実施）しています。

また、平成 30 年度からは産業医による長時間労働者面接指導を実施したほか、教員が 50 人以上の学校には学校安全衛生委員会を設置しました（平成 30 年度 4 校、平成 31 年度 9 校設置）。

◆今後の取組◆

〈教育委員会（指導課）〉

引き続きストレスチェック及び各種面接指導を実施していくとともに、教員数に応じて、学校安全衛生委員会を設置していきます。

また、学校安全衛生委員会が設置されていない学校については、安全衛生管理体制の充実に向けて検討します。

〈学校（学校安全衛生委員会設置校）〉

産業医の協力のもと、学校におけるこころの病気を未然に防ぐ取組をさらに推進します。

◆スケジュール◆

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ストレスチェック・面接指導の実施、 学校安全衛生委員会の設置				



施策 4-4 国・東京都への働きかけ

◆これまでの取組◆

教員の定数・勤労条件等の主要な部分は法令によって定められており、教員の持続可能な勤務環境を整備するためには、区だけの取組、あるいは学校の努力だけでは困難であり、国・東京都による抜本的な制度改正などの実現が不可欠です。

これまで教育委員会では各種会議、あるいは国・東京都のアンケートへの回答などを通じて、学校や教員に関する制度等の改善について働きかけを行いました。

◆今後の取組◆

〈教育委員会（教育総務課・学務課・指導課・教育センター）〉

引き続き、あらゆる機会をとらえて、制度改正や業務改善の促進に係る財政支援など、学校における働き方改革を推進するために必要な施策を、区長部局と連携しながら国・東京都に働きかけます。

〈学校〉

引き続き、東京都の校長会など学校管理職が参加する各種会議を通じて学校現場の状況を伝えるとともに、改善策を講ずるよう要望します。

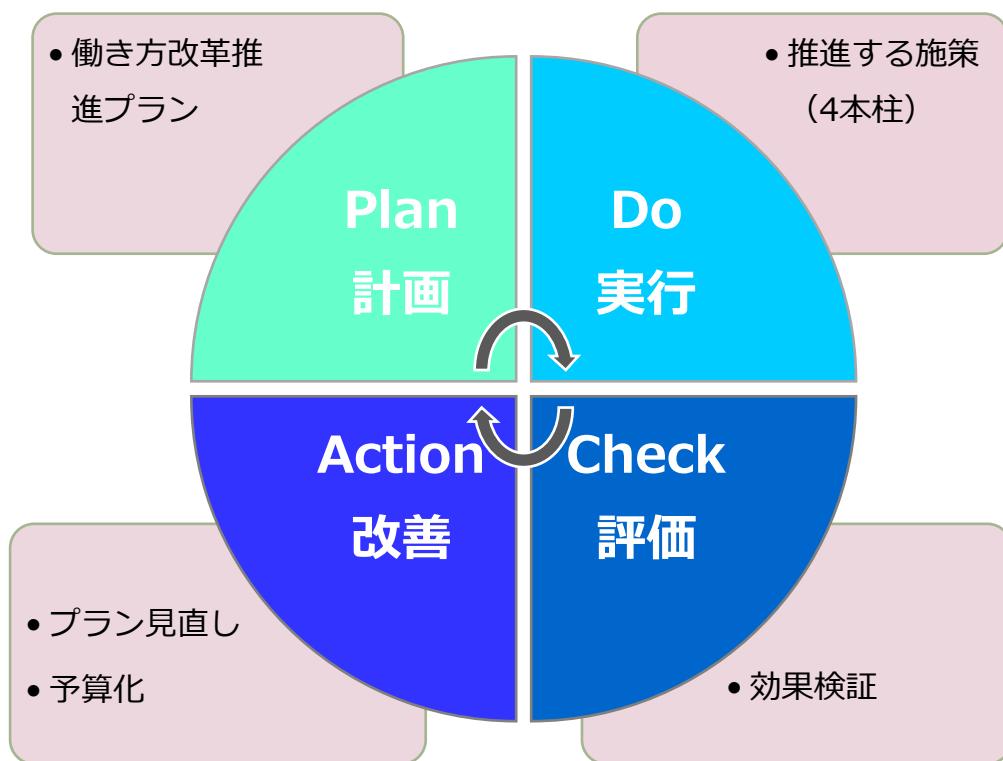
◆スケジュール◆

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国・東京都へ働きかけ				

4 検証方法

本プランについて、教育委員会が主体となり PDCA サイクルによって毎年進捗を確認します。在校時間数の把握と連動して全教員に向けたアンケートを行い、施策の効果を確認するほか、「学校における働き方改革庁内検討委員会」などの既存の会議を活用してヒアリングを実施するなど、学校の負担とならないよう配慮します。

また、教育振興基本計画である「おおた教育ビジョン」との整合性を図りながら、社会経済状況の変化を踏まえた見直しや改善を行います。



5 資料編

国関連

① 【平成 31 年 1 月 25 日付け 中教審】

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）【概要】

② 【平成 31 年 3 月 18 日付け 文部科学大臣メッセージ】

- ・《関係府省・関係団体の皆様へ》学校における働き方改革の推進について～学校現場の負担軽減に御理解・御協力をお願いします～
- ・《保護者・地域の皆さまへ》～学校における働き方改革へのご理解・ご協力をお願いします～
- ・教育委員会・学校の教職員の皆様へ～学校における働き方改革の実現に向けて～

③ 【令和 2 年 1 月 17 日付け 文部科学省】

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針【概要】

東京都関連

④ 【平成 30 年 2 月 東京都教育委員会】

「学校における働き方改革推進プラン」の策定について（概要）

大田区関連

⑤ 【平成 30 年 5 月 大田区教育委員会】

大田区立中学校に係る運動部活動の方針

⑥ 【令和元年 6 月 大田区教育委員会】

大田区立中学校に係る文化部活動の方針